



PwC Thailand

法務・税務顧問契約
(Retainer Service)のご案内





PwC Thailand 法務・税務顧問契約 (Retainer Service)のご案内

法務税務顧問契約(リテイナー契約)とは、日常的に発生する諸問題に対して法務・税務の専門家がアドバイスおよびサービスを提供する契約です。

ご契約の皆様には様々な特典をご用意しております。

リテイナー契約の特典

- 時間単価の優遇レートのご提供
- 日本人担当の設置
- PwCタイ主催のセミナーへの無料招待(1社1名様)
- タックスニュースレター・タックスインサイト等の日本語訳の無料配布

1. リテイナー契約のサービス内容

タイで事業を行う上で発生する日常の諸問題に対して、法務・税務の専門家がアドバイスおよびサービスを提供いたします。

- 法務・税務の諸問題に関して、電話・打ち合わせ等による口頭でのアドバイスの提供
- 法務・税務に関するオピニオンレターの作成
- 契約書等の社内文書の作成代行及びレビュー
- 商業登記に関連するサービス（登記申請書の作成及び申請代行、議事録の作成等）
- 現地スタッフへの法務・税務に関するトレーニングの代行

リテイナー契約に含まれていない特別なプロジェクト（移転価格文書化サポート、法人税申告書レビュー、BOI申請等）については別途協議させていただきます。



2. リテイナー契約の特典

- 時間単価の優遇レートのご提供
- 日本人担当の設置
- PwCタイ主催のセミナーへの無料招待（1社1名様）
- タックスニュースレター・タックスインサイト等の日本語訳の無料配布

3. 顧問報酬

ご契約の皆様には、標準時間単価から一定率を割引した優遇レートを提供いたします。

1) 月額報酬

月額報酬金額は見積もり作業時間に応じて15,000–35,000バーツで設定しますが、1カ月あたりの使用料が月額報酬を超過する場合は、担当専門家の時間レートで追加報酬が発生します。未使用の月額報酬は一定期間累積されます。

2) 優遇レートでの追加報酬

追加報酬については、優遇レート（時間単位）でご提供いたします。

（リテイナー契約外のプロジェクト等についても優遇レートが適用されることがございます。

詳しくは担当者にご相談ください。）

3) ご請求について

月額報酬は毎月のお支払いとなります。追加報酬については3カ月ごとに請求いたします。

なお、リテイナー契約の報酬額には、VATは含まれておりません。

At PwC, our purpose is to build trust in society and solve important problems. We're a network of firms in 151 countries with over 360,000 people who are committed to delivering quality in assurance, advisory and tax services. Find out more and tell us what matters to you by visiting us at www.pwc.com.

www.pwc.com/th